

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会（以下「法人」という。）
定

款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項
を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員、部会員及び委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等（代理を含む）が、その職務のため、次の各号に掲げる会議に出席したとき
は、別表1に定める費用を弁償する。ただし、行政関係者及び法人職員である役員等
には

適用しない。

- (1) 正副会長会議
 - (2) 理事会
 - (3) 監事会
 - (4) 評議員会
 - (5) 部会（第7号部会を除く）及び学区社協会長会議
 - (6) 委員会
- 2 前項の規定にかかわらず、同日に同一会場で開催される複数の会議への出席については、1回の出席とみなす。
- 3 役員等が、その職務として印鑑証明書を取得したときは、印鑑証明書発行手数料を弁償する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給
の基準として公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額 (第4条)

費用弁償 (駐車場代の一部)	1回の出席につき500円
----------------	--------------